

・ 診療は1か所だけのときは？

次の項目に全部あてはまる方は、「受診状況等証明書」はもらえません。

- ☐ 今回の病気やケガが原因で、現在診療を受けている医療機関以外で診療を受けたことが無い。

→ 今回の病気やケガに関連する健康診断を受けていた方は、『 ・初診日とは 《初診日となりえる日》 』をご覧ください。

- ☐ 障害年金請求用の診断書に『他医』・『前医』・『他院』など他の診療を受けたと判断する内容が記載されていない。

→ 診断書に『既往症』や『既存障害』に記載があるときは、『 ・初診日とは 《初診日となりえる日》 』をご覧ください。